中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の実施状況について

富山市農林事務所農業振興課

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保することを目的とするものです。

制度の詳細については農林水産省の HP をご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai seido/

◎第5期対策における集落協定の概要

年度	協定数	協定農地面積（ha）	交付金額（百万円）
令和2年度	74	1，137	192
令和3年度	75	1，145	194
令和4年度	75	1，146	195
令和5年度	75	1，145	193

（※）各集落の詳細については**「令和5年度集落協定毎の交付面積・交付額及び農業生産活動の実施状況等」**のとおり。

◎集落協定の取り組み

各集落では、中山間地の持つ多面的機能を維持していくため、水路や農道の維持管理、農作業の共同化や組織化、訪れる人の保健休養や動植物を育む環境づくりなどの活動を行っています。

【写真】八尾地域　棚田